



Protect Our Nation's Youth

連盟長 各位

「緊急事態宣言」発出地域での活動について

日本ポニーベースボール協会

理事長 広澤 克実

標記宣言発出地域で活動するリーグに対して、関係者を感染から守るための指針を通達します。当協会感染症防止マニュアルと合わせ遵守・徹底の程お願い致します。

【基本的な考え方】

政府・地方自治体の通達を遵守し、
「父兄の参加同意取り付けをした上で単一チームでの活動」を前提とした活動とし
特に、活動人数・飲食する機会の極小化を図り、クラスターを発生させない取り組みを徹底した上で、在籍選手の健全な育成を第一義に活動する。

【活動制限】

緊急事態宣言発令下に於いては

- ① 父兄の参加同意があることを前提として選手をチーム活動に参加させる。
(各家庭の状況を斟酌し、合意が得られない選手は参加させないこと)
- ② 対外試合、合同練習、都県を跨ぐ移動、宿泊を伴う活動を禁止致します。
- ③ 地元自治体からの通達を遵守のうえ活動するとともに、選手が在籍する 中学校が休校や学級閉鎖になった場合、当該選手はチームの活動に参加させない
- ④ 学年別・チーム別等、チームを分割・少数化の上、半日練習等の導入も含めた対策を講じて頂き、多くの選手が接触しない対応をして頂きたい。
- ⑤ 公共用地を借用して活動しているチームには、他近隣チーム・他団体等に与える影響を踏まえ上記取り組みを厳命致します。
- ⑥ 平日の練習は禁止する。 選手・関係者は 20 時以降不要不急な外出をしない
- ⑦ 今回の緊急事態宣言下でフォーカスされている飲食には特に配慮し、体験生等の取り扱いには、特に注意願いたい。

【禁止事項】

- ⑧ 人数や開催時刻にかかわらず、保護者やチーム関係者のグラウンド内外での会食（新年会・懇 親会・歓迎会等）を禁止する。

上記に関する問い合わせ等は本部事務局（担当：那須）まで問い合わせ願います。